

第 7 4 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

保育所及び認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務体制の確保等) 第21条 (略) <u>(職員)</u> 第21条の2 <u>特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に置くべき保育士(兵庫県が児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士)及び保育教諭(認定こども園に限る。)の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数以上とする。</u> <u>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</u> <u>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1</u>	(勤務体制の確保等) 第21条 (略)

改正後	改正前
人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね15人につき 1人 (4) 満4歳以上の幼児 おおむね20人につき1人 (定員の遵守) 第22条 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子	(定員の遵守) 第22条 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子

改正後	改正前
ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と、<u>第21条の2中「特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」とする。</u> （特別利用教育の基準） 第36条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項、<u>第7条第2項及び第21条の2</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1	ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 （略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項<u>及び</u>第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる

改正後	改正前
号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３９年芦屋市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保育の実施） 第４条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「施行規則」という。）第１条の５各号に掲げる事由により保育を必要とする場合、<u>児童が法第２４条第５項若しくは第６項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合又は児童の保護者が子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１第１項の認定を受けた場合</u>に行うものとする。	（保育の実施） 第４条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「施行規則」という。）第１条の５各号に掲げる事由により保育を必要とする場合<u>又は児童が法第２４条第５項若しくは第６項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合</u>に行うものとする。

改正後	改正前
(保育料及び延長保育料の納付) 第6条 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。	(保育料及び延長保育料の納付) 第6条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料及び同項第3号に規定する延長保育料を納付しなければならない。

(芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事業) 第3条 認定こども園は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)～(3) (略) <u>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u>	(事業) 第3条 認定こども園は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)～(3) (略) <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

保育所及び認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

ア 認定こども園及び保育所に置くべき保育士（認定こども園の場合は保育教諭を含む。）の配置基準の規定の明確化（第21条の2）

- (ア) 乳児 おおむね3人につき1人
- (イ) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね5人につき1人
- (ウ) 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね15人につき1人
- (エ) 満4歳以上の幼児 おおむね20人につき1人

条例で定める内容は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に係る省令の基準」の従う基準を上回る内容で定めることとする。

施 設	省 令	条 例	内 容	基準の類型
保育所	第33条	第21条の2	職員	従う
認定こども園	第5条	第21条の2	職員	従う

イ アに伴う規定の整理（第35条及び第36条）

- (2) 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）
市は、乳児等支援給付認定を行った場合は、保育を実施する。（第4条）

- (3) 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正
(第3条関係)
認定こども園の行う事業に乳児等通園支援事業を追加する。(第3条)

- (4) その他規定の整理

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、2(1)の規定は公布の日

参 照 2

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(職員)

第33条 (第1項省略)

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(職員の数等)

第5条 (第1項省略)

(第2項省略)

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
備考 (略)	

(第4項及び第5項省略)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）概要

○背景

0 歳から 2 歳児の未就園児が約 6 割を占める中、保護者の中には「孤立した育児」に対する不安や悩みを抱える方が多数存在し、保護者支援の強化が求められています。そこで、全ての子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、「こども誰でも通園制度」が創設されました。この制度は、多様な働き方やライフスタイルを持つすべての子育て家庭に対する支援を強化する子育て支援事業です。

○目的

保育士を通じて、子どもの育ちの支援とともに保護者の養育力を向上させ、家庭での子育てを充実させることに繋げることを目的とされている。

○対象者

保育所、認定こども園等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児とする。認可外保育施設に通っている乳幼児は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている乳幼児は対象外とする。

○開所日数・保育時間

開所日数や保育時間はニーズや受入れ体制を考慮の上、適切に設定する。

○導入の経過

令和 6 年度・・・試行的事業を実施 697 か所（118 自治体）

（兵庫県下：神戸市、姫路市、加西市、養父市、南あわじ市）

補助単価は一律 850 円/H、保護者負担は 300 円/H を標準

保育時間は児童一人当たり月 10 時間が基本

令和 7 年度・・・制度化

地域子ども子育て支援事業として地方の受け入れ態勢や人員配置の実情に応じて自治体の裁量で実施するため補助金制度となる。

補助単価は 0 歳 1300 円/H、1 歳 1100 円/H、2 歳 900 円/H に変更

保護者負担は 300 円/H を標準

保育時間は児童 1 人当たり月 10 時間が基本

令和 8 年度・・・本格実施

全国の自治体で実施

新たに乳児等のための給付制度（公定価格）となる予定

保護者負担は 300 円/H（予定）を標準

保育時間は児童 1 人当たり月 10 時間が基本

○令和 6 年度試行後の検証

(保護者から)

「子供の言葉が増えた」、「保育施設で覚えた遊びをするようになった」、「新たに取り組む機会が増えた」、「友達との関わり方を学んだ」、「子育てを楽しいと感じられるようになった」、「子育て中の孤独感や不安感が減った」、「予約がいっぱいで預けられない時があった」など

(施設側から)

「当初は担当保育士も戸惑いや負担感があったが、経験を積むことで、徐々に負担感は和らぎ、前向きに捉えるようになった」、「泣いてばかりの子も利用するにつれて、泣かなくなり、在園児と触れ合うなど、成長がみられた」など

○一時預かり事業との違い

一時預かり事業は保護者の就労が週 2 ～ 3 日程度の方や保護者の急な入院などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、就学前の幼児を保育所等で預かる事業に対して、こども誰でも通園制度は保護者の就労条件を問わず、保育所等に通っていない乳幼児を保育所等に一定の時間預けられる制度

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度
目的	急病などで家庭保育が困難になった幼児を保育施設で預かる事業 ① 非定型保育(主に就労等) ② 緊急保育、私的利用	保護者の就労の有無や家庭の事情に関わりなく、子どもの成長を応援し、良質な育成環境を整えるために、すべての子育て家庭に対する支援を強化する制度
対象年齢	1 歳児～就学する前まで	0 歳 6 か月～満 3 歳まで
預かり時間	9:00 から 17:00 のうち家庭での養育が困難な時間	施設の判断により受け入れ可能時間内で希望する時間
利用回数/月	12 回など	一人、10 時間/月
利用料	2,000 円/回	300 円/時間 (予定)
飲食物費	500 円/回、状況により弁当持参	給食の有無も含め施設の判断による
申込み方法	① 非定形型：就労証明、幼児の健康診断などほいく課に提出 ② 緊急保育、私的利用：各園に申込み	事前に総合支援システムに登録の上、保育施設と面談後に保育施設に予約をする
実施園	・西蔵こども園 ・茶屋保育園 ・浜風あすのこども園 ・認定こども園 はなえみ保育園 ・認定こども園 山手夢 ・認定こども園 夢咲	未定

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

事業の全体像

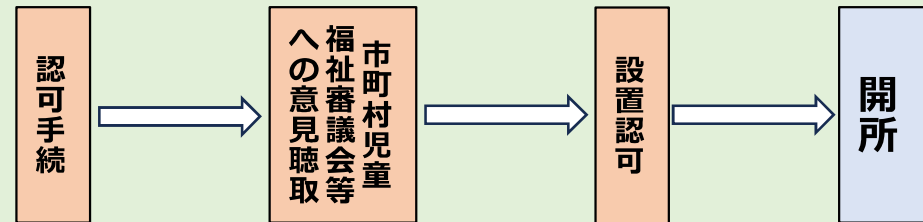
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

「事業の実施方法」

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。

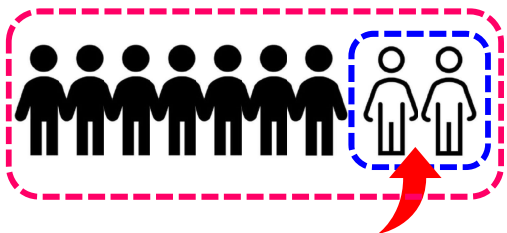
「提供内容の検討」

①実施方法



余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。※1

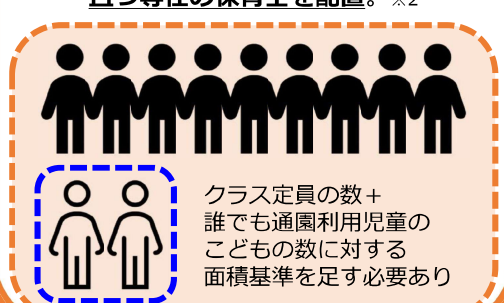


2名の在籍定員の空き枠を活用し誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本。

一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、且つ専任の保育士を配置。※2

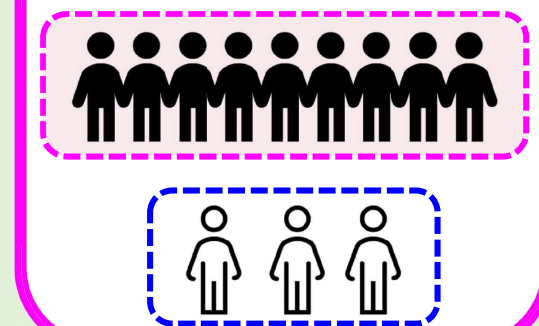


クラス定員の数＋誰でも通園利用児童のこどもの数に対する面積基準を足す必要あり

※2 こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則し、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、専任の保育士を配置。※3



※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p16~17より抜粋)

事業の全体像《続き》

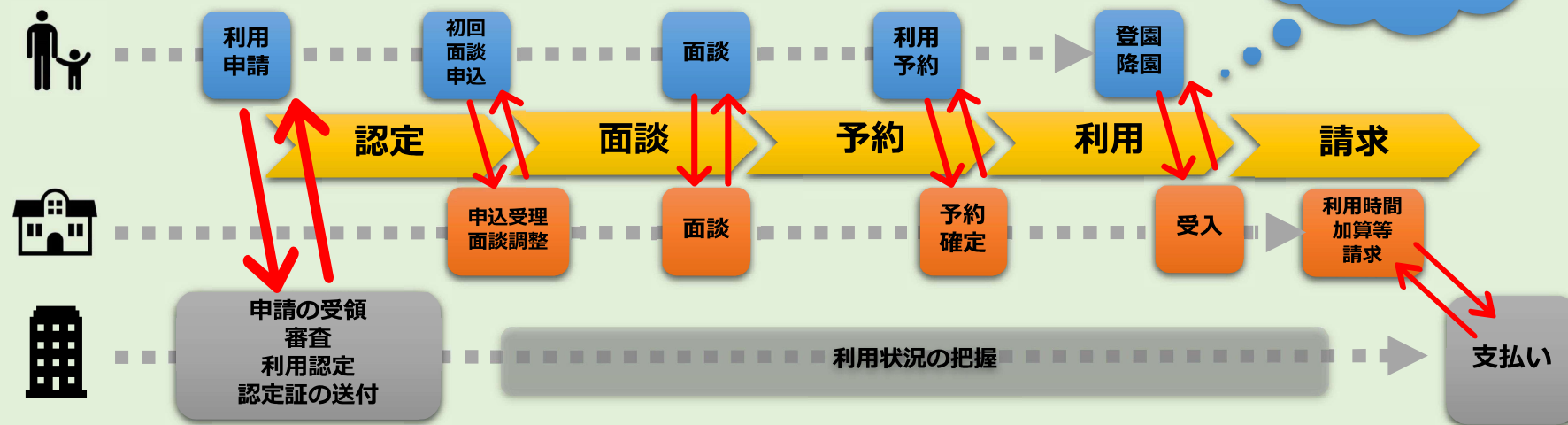
※本制度＝こども誰でも通園制度とする

《施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫》

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。

《利用の流れ》

一般的な利用の流れとして、以下が想定。



Ⅱ 事業実施の留意事項

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p32~34より抜粋)

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応

(1) 障害のあるこども

障害のあるこどもも障害のないこどもも、本制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。

【障害のあるこどもの受入れに関する情報提供】

市町村及び事業者はあらかじめ障害のあるこどもの受入れ方針について検討し、関係部局や保護者へ周知。

【障害のあるこどもの受入れの可能性の検討】

- 事業者においては、障害のあるこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握し、受入れ可能性について検討を行い、正当な理由により受入れが困難である場合は、具体的な理由とともに市町村に報告。
- 市町村においては、事業所の状況を踏まえ、障害のあるこどもやその保護者が本制度を円滑に利用できるよう配慮を行う必要があり、日頃から関係部局及び関係機関と連携体制を構築するとともに、事業者同士の情報交換や連携の場づくりを支援することも有効。

【障害のあるこどもの受入れのための体制整備】

関係機関や保護者の理解・協力が欠かせず、障害のあるこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが求められる。

【こどもの特性を踏まえた関わりや家庭との連携について】

障害のあるこどもとないこどもが共に育ち合えるようにするための工夫を行い、支援を行っていくうえでは、こどもの保護者や家庭との連携が欠かせず、受入れ中の様子や家庭での過ごし方を伝え合いながら、こどもについての理解を深め合うことや、保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えることで、地域で安心して生活ができるようになっていくことにつながっていく。

Ⅱ 事業実施の留意事項

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p34~36より抜粋)

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応<<続き>>

(2) 医療的ケアを必要とするこども

受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。※「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」（令和6年）等を参考。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れに関する情報提供】

市町村及び事業者はあらかじめ医療的ケアを必要とするこどもの受入れ方針について検討し、その内容について関係部局や保護者へ周知。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れの可能性の検討】

- ・ 市町村においては、利用認定時に医療的ケアを必要とするこどもを把握した場合、面談や文書等によりこどもの特性・状態や保護者の状況等について丁寧に把握した上で、医療的ケアへの対応、事業所における受入れ可能性について検討。
- ・ 事業者においては、医療的ケアが必要なこどもの保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、市町村に対して受入れ可能性の検討を要請し、市町村とともに受入れ可能性の検討。

【医療的ケアを必要とするこどもの受入れのための体制整備】

- ・ 関係機関や保護者の理解・協力が欠かせず、市町村及び事業者は、こども一人ひとりの特性・状態に応じた支援が行われるよう、医療・母子保健・障害福祉等の関係部局及び関係機関との連携体制を構築。
- ・ 医療的ケアに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう市町村、事業者、保護者及び関係機関等が連携して準備を進めることが必要。
- ・ 受入れ事業者は、医療的ケアの内容を踏まえた支援計画の作成を行う。支援計画の内容は保護者と共有し同意を得るとともに、主治医や関係機関に確認を得る等、必要に応じて専門の見地からも問題がないか確認することが重要。

【医療的ケアを実施する際の留意事項】

看護師や認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要。

【医療的ケアを必要とするこどもを含むこども同士の関わりについて】

単に医療的ケアを提供するのみではなく、医療的ケアを必要とするこどもを含む全てのこどもの育ちを支援していくことが求められ、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切。

乳児等通園支援事業について（概要）

令和8年4月より、乳児等通園支援事業を市立精道こども園、市立緑保育所において実施する。

実施場所	市立精道こども園、市立緑保育所
実施区分	余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	0歳児：3人、1歳児：1人、2歳児：1人 ※1回当たり3人まで
運営日・時間	月曜日～金曜日 9：00～11：00、14：30～16：30
実施しない日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、行事日等
対象者	保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児とする。認可外保育施設に通っている乳幼児は対象とするが、企業主導型保育施設に通っている乳幼児は対象外
利用可能時間数	1月当たり10時間まで
費用	利用料…1人1時間300円の予定
食事の提供	なし
その他	定員については、入所調整により、1年を通して実施枠を確保する。